

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公表特許公報(A)

(11) 特許出願公表番号

特表2014-511513

(P2014-511513A)

(43) 公表日 平成26年5月15日(2014.5.15)

(51) Int.Cl.
G06F 17/30 (2006.01)

F I
G06F 17/30 220Z

テーマコード (参考)

審査請求 有 予備審査請求 未請求 (全 18 頁)

(21) 出願番号 特願2013-545028 (P2013-545028)
 (86) (22) 出願日 平成23年12月21日 (2011.12.21)
 (85) 翻訳文提出日 平成25年8月20日 (2013.8.20)
 (86) 国際出願番号 PCT/CN2011/084381
 (87) 国際公開番号 WO2012/083856
 (87) 国際公開日 平成24年6月28日 (2012.6.28)
 (31) 優先権主張番号 201010614703.5
 (32) 優先日 平成22年12月21日 (2010.12.21)
 (33) 優先権主張国 中国 (CN)

(71) 出願人 507230289
 ペキン ユニバーシティ ファウンダー
 グループ カンパニー リミテッド
 PEKING UNIVERSITY F
 OUNDER GROUP CO., LT
 D.
 中華人民共和国 ペキン 100871、
 ハイディアン ディストリクト、ナンバー
 298 チェンファー ロード、チョングア
 ンチュン ファウンダー ビルディング、
 5 フロアー
 5 Floor, ZhongGuanCu
 n Founder Building,
 No. 298 ChengFu Road
 , Haidian District, B
 最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 世論トピックの処理方法、装置及びシステム

(57) 【要約】

本発明は、世論トピックの処理方法、装置とシステムを提供する。該方法は、ネットワークの中で世論情報を含む世論トピックを検索するステップと、前記世論トピックの特徴情報を取得し、前記世論トピックの特徴情報が警報条件に該当するかどうかを検出するステップと、警報条件に該当した場合、前記世論トピック及びその特徴情報を記憶するステップと、を含む。該方法は、記憶した世論トピックに対して管理し、持続的に追跡し、その伝播、閲覧、評論等の変化傾向を取得し、世論トピックに対して解析整理し、世論短信を生成することができる。

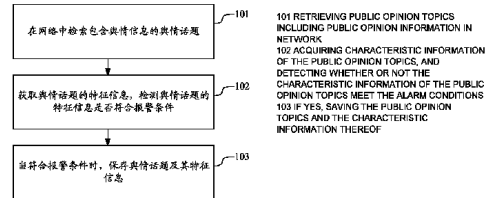


图 1 / Fig.1

【選択図】 図 2

【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

ネットワークの中で世論情報を含む世論トピックを検索するステップと、
前記世論トピックの特徴情報を取得し、前記世論トピックの特徴情報が警報条件に該当するかどうかを検出するステップと、
警報条件に該当した場合、前記世論トピック及びその特徴情報を記憶するステップと、
を含むことを特徴する世論トピックの処理方法。

【請求項 2】

前記世論情報には、データベースに選択的に記憶して定期的に更新される世論情報、及び/又は、入力される世論情報が含まれることを特徴とする請求項 1 に記載の方法。

10

【請求項 3】

前記世論トピックの特徴情報を取得するステップは、
指定したウェブサイトで、所定のキーワードルール及び/又はサンプルドキュメントに基づき、前記世論トピックの関連トピック及び類似度を取得するステップ、及び/又は、
全てのネットにおいて、前記世論トピックの全てのネットキーワードに基づき、前記世論トピックの関連トピックと類似度を取得するステップを含むことを特徴とする請求項 1 に記載の方法。

【請求項 4】

前記世論トピックの特徴情報は、敏感情報と、転載回数と、閲覧回数と、評論回数と、関連トピックとを含むが、これらの情報のみに限らないことを特徴とする請求項 3 に記載の方法。

20

【請求項 5】

前記世論トピックが含まれているウェブページのテキストデータに対して単語セグメント化処理を行い、所定の敏感語に基づいて前記ウェブページのテキストデータにおける敏感情報を取得することを特徴とする請求項 4 に記載の方法。

【請求項 6】

前記世論トピックの特徴情報が警報条件に該当するかどうかを検出するステップは、
前記特徴情報の量及び/又は変化量を取得し、所定の警報閾値と比較するステップと、
前記警報閾値より大きい場合、検出結果が警報条件に該当するステップと、
前記警報閾値以下である場合、検出結果が警報条件に該当しないステップと、
を含むことを特徴とする請求項 4 に記載の方法。

30

【請求項 7】

前記世論トピック及びその特徴情報を記憶するステップの後に、更に、
データ発見技術を用い、前記世論トピック及びその特徴情報を定期的に解析するステップと、
解析結果を記憶し表示するステップと、
を含むことを特徴とする請求項 1 に記載の方法。

【請求項 8】

前記世論トピック及びその特徴情報を記憶するステップの後に、更に、
前記世論トピックの特徴情報に基づき、世論短信を生成するステップを含むことを特徴とする請求項 1 に記載の方法。

40

【請求項 9】

ネットワークの中で世論情報を含む世論トピックを検索するための検索モジュールと、
前記世論トピックの特徴情報を取得するための取得モジュールと、
前記世論トピックの特徴情報が警報条件に該当するかどうかを検出するための検出モジュールと、
警報条件に該当した場合、前記世論トピック及びその特徴情報を記憶するための記憶モジュールと、
を備えることを特徴する世論トピックの処理装置。

【請求項 10】

50

前記取得モジュールは、
指定したウェブサイトで、所定のキーワードルール及び/又はサンプルドキュメントに基づき、前記世論トピックの関連トピック及び類似度を取得し、
及び/又は、
全てのネットにおいて、前記世論トピックの全てのネットキーワードに基づき、前記世論トピックの関連トピックと類似度を取得することを特徴とする請求項 9 に記載の装置。

【請求項 1 1】

前記取得モジュールは、
前記世論トピックが含まれているウェブページのテキストデータに対して単語セグメント化処理を行い、所定の敏感語に基づき、前記ウェブページのテキストデータにおける敏感情報を取得することを特徴とする請求項 9 に記載の装置。

10

【請求項 1 2】

検出モジュールは、
前記特徴情報の量及び/又は変化量を取得し、所定の警報閾値と比較し、前記警報閾値より大きい場合、検出結果が警報条件に該当し、前記警報閾値以下である場合、検出結果が警報条件に該当しないことを特徴とする請求項 9 に記載の装置。

【請求項 1 3】

データ発見技術を用い、前記世論トピック及びその特徴情報を定期的に解析し、解析結果を記憶し表示するための解析モジュールを更に備えることを特徴とする請求項 9 に記載の装置。

20

【請求項 1 4】

前記世論トピックの特徴情報に基づき、世論短信を生成するための生成モジュールを更に備えることを特徴とする請求項 9 に記載の装置。

【請求項 1 5】

世論情報を含む世論トピックを提供するネットワーク側サーバーと、
ネットワークの中で世論情報を含む世論トピックを検索し、前記世論トピックの特徴情報を取得し、前記世論トピックの特徴情報が警報条件に該当するかどうかを検出し、警報条件に該当した場合は、前記世論トピック及びその特徴情報を記憶するように構成される世論トピック処理装置と、
を備えることを特徴とする世論トピックの処理システム。

30

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、通信分野に関し、さらに詳しくは、世論トピックの処理方法、装置及びシステムに関する。

【背景技術】

【0002】

インターネット技術の急速な発展に従って、それを加速的に膨張している思想障地として、世論事件の重要な発生、拡張しているところとなった。新聞ネットサイトは様々なメディア事件を持続的に転載する。更にネットワークの仮定性、隠蔽性、発散性、潜入性等の特徴をもって、人々は様々なインタラクティブコミュニティを通して世論事件に対する見解を伝える。インターネットワークの情報伝播の速度は非常に速い、ネットワーク世論の急速な成長は「内容脅し」の形で次第に社会公共安全を脅し、世論トピックの伝播、拡張、評論の状況の全貌を把握することが困難であり、世論事件の発展の傾向はコントロールできなくなる恐れがある。

40

【発明の概要】

【0003】

本発明は、世論トピックの特徴情報を取得し検出することによって世論トピックに対して警報することができる世論トピックの処理方法、装置とシステムを提供することを目的とする。

50

【0004】

上記した目的を達成するために、本発明は世論トピックの処理方法であって、ネットワークの中で世論情報を含む世論トピックを検索するステップと、前記世論トピックの特徴情報を取得し、前記世論トピックの特徴情報が警報条件に該当するかどうかを検出するステップと、警報条件に該当した場合、前記世論トピック及びその特徴情報を記憶するステップと、を含むことを特徴する。

また、上記した目的を達成するために、本発明は世論トピックの処理装置であって、ネットワークの中で世論情報を含む世論トピックを検索するための検索モジュールと、前記世論トピックの特徴情報を取得するための取得モジュールと、前記世論トピックの特徴情報が警報条件に該当するかどうかを検出するための検出モジュールと、警報条件に該当した場合、前記世論トピック及びその特徴情報を記憶するための記憶モジュールと、を備えることを特徴する。

10

【0005】

また、上記した目的を達成するために、本発明は世論トピックの処理システムであって、世論情報を含む世論トピックを提供するネットワーク側サーバーと、ネットワークの中で世論情報を含む世論トピックを検索し、前記世論トピックの特徴情報を取得し、前記世論トピックの特徴情報が警報条件に該当するかどうかを検出し、警報条件に該当した場合は、前記世論トピック及びその特徴情報を記憶するように構成される世論トピック処理装置と、を備えることを特徴とする。

【0006】

上記したように、本発明が提供する世論トピックの処理方法、装置及びシステムは、ネットワークの中で世論情報を含む世論トピックを検索し、前記世論トピックの特徴情報を取得し、前記世論トピックの特徴情報が警報条件に該当するかどうかを検出し、警報条件に該当した場合、前記世論トピック及びその特徴情報を記憶する。本発明の世論トピックの処理方法、装置及びシステムによれば、世論トピックの特徴情報を取得し検出することにより、世論トピックに対して警報することができる。そして、記憶した世論トピックに対して管理し、持続的に追跡し、その伝播、閲覧、評論等の変化傾向を把握し、世論トピックを全体的に把握できる。そして、世論トピックに対して解析整理し、世論短信を生成することもできる。

20

【図面の簡単な説明】

【0007】

【図1】図1は本発明の実施例に係る世論トピックの処理方法のプロセスを示す模式図である。

【図2】図2は本発明の他の実施例に係る世論トピックの処理方法のプロセスを示す模式図である。

【図3】図3は本発明の実施例に係る世論トピックの処理装置の構成を示す模式図である。

【図4】図4は本発明の実施例に係る世論トピックの処理システムを示す模式図である。

【発明を実施するための形態】

【0008】

次に、図面を参照しながら、本発明の主な原理、具体的な実施の形態、効果について詳しく説明する。

図1に示すように、従来技術に存在している問題を解決するために、本発明の実施例は世論トピックの処理方法を提供する。詳しくは、下記の各ステップを備える。

【0009】

ステップ101：ネットワークの中で世論情報を含む世論トピックを検索する。

具体的には、ユーザーは世論情報を入力することにより、当該世論情報を含む世論トピックを検索することができる。また、データベースに記憶されている世論情報を選択して検索することもできる。当該世論情報はデータベースに事前に記憶され、定期的に更新される。当該データベースに事前に記憶している世論トピックの世論情報は、発表者、発表

30

40

50

場所、発表時間、タイトル、分類等を含む。ユーザーが世論トピックを検索する場合、当該ユーザーに上記世論情報を自動的に提供してもよい。

【0010】

ステップ102：世論トピックの特徴情報を取得し、世論トピックの特徴情報が警報条件に該当するかどうかを検出する。

具体的には、指定されたウェブサイトあるいは全てのネットワーク中で世論トピックの伝播状況を取得し、例えば、指定されたウェブサイトの中で、所定のキーワードルール及び/又はサンプルドキュメントに基づき、当該世論トピックに関連するトピック及び類似度を取得し、具体的に実現する場合、ネットワークレプタイル(Network Reptile)技術で採集してもよい。全てのネットワークの中で、世論トピックの全てのネットワークのキーワードに基づき、世論トピックの関連トピック及び類似度を取得し、具体的に実現する場合は、メタ検索技術を使用することができる。当該ステップは主に元の統計データを提供し、即ち指定されたウェブサイトあるいは全てのネットにおいて、当該世論トピックの関連トピック及び類似度がいくらかあり、勿論、当該関連トピックは世論トピック自身を含む。全てのネットを検索する場合、主に各タイプのサイトを検索し、例えば、ウェブページの種類、ニュースの種類、電子掲示板の種類及びバグの種類等である。

10

【0011】

前記のキーワードルールとサンプルドキュメントとの間の論理関係は「AND」でもいいし、「OR」でもいい。その内、キーワード検索はブール論理演算の複雑な条件を使用し、テンプレートファイルは単一テキストセグメントあるいはマルチテキストセグメントを採用することができる。そして、前記マルチサンプルドキュメントの方式を採用する場合は、異なるセグメントを通じて関連情報を発見し、世論トピックの状況を総合的に取得し、同一の事件であるが記述が異なるという問題を効果的に解決できる。

20

【0012】

更に当該世論トピックのネットワークの中で敏感情報、転載回数、閲覧回数、評論回数、持続時間長さと関連トピック数等の特徴情報の量及び/又は変化量を取得し、そして所定の警報閾値と比較する。警報閾値より大きい場合、検出結果が警報条件に該当するとなる。もし警報閾値以下であれば、検出結果が警報条件に該当しない。前記の警報閾値は一つか複数であってもよい。具体的に使用する場合は取得した世論トピックの特徴情報と対応させ、例えば世論トピックの閲覧回数、返事回数を取得したら、検出の場合は閲覧回数と返事回数の警報閾値を使用する。その上、検出する時に同時に1つ又は複数の特徴情報の回数の増加量、増加率を使用でき、更に1つ又は複数の特徴情報の数を使用し、また1つ又は複数特徴情報の数の増加量等を使用する。

30

【0013】

その中、敏感情報を取得する場合は、世論トピックが含まれているウェブページのテキストデータに対する単語セグメント化処理が必要である。その後、所定の敏感語によって、ウェブページのテキストデータにおける敏感情報を取得する。具体的には、中国語単語セグメント化技術でウェブページのテキストデータに対して単語セグメント化処理し、正順番あるいは逆順番的にウェブページのテキストにおける全ての単語を解析し、その後、所定の敏感語によって、このウェブページにおける全ての敏感語を取得する。当該所定の敏感語はデータベースに記憶し、国家法律の規定した敏感語によって設置し、あるいはユーザーは自分で設置する。

40

【0014】

ステップ103：警報条件に該当した場合、世論トピック及びその特徴を記憶する。

具体的には、当該世論トピックの1つ又は複数の特徴情報がいずれも警報条件に該当した場合は、データ発見技術で定期的に解析し追跡するために、当該世論トピックと特徴情報を記憶し、この世論トピックの推進状況を把握できる。例えば世論トピックの転載状況及び閲覧回数、評論回数の変化過程を周期的に解析し、この世論トピックに対して継続追跡することとなる。ユーザーは定期的に解析される具体的な時間を、タイマーで設定したり変更したりすることができる。

50

【0015】

その後、解析結果を記憶して表示し、それによってユーザーは調べる。解析結果を記憶する場合は、ある期間の世論トピックの関連情報を調べられるように、異なる解析時間によって分別に記憶する。当該関連情報は世論トピックの配布情報、閲覧回数及び評論回数等を含んでよい。記憶した複数世論トピックを管理する場合は、類似度によって分類し、調べる時に、ある種類トピックの下で関連の世論トピックの解析結果を調査し、例えば関連情報、変化傾向、警報するかどうか等。

【0016】

この他、世論トピックの特徴情報に基づき、世論短信を作成する。例えば、世論トピックの所属ウェブサイト、発行時間、伝播ルート等に対して統計解析し、世論短信を作成して解析結果の中で記憶し、それによってユーザが更に世論伝播ルールを把握し、世論処理と世論導入のためにデータ根拠を提供し、導入の効果を調べることができる。

10

【0017】

上記の説明によれば、本発明の実施例により提供される世論トピックの処理方法を使用する場合、世論トピックの特徴情報を検出し取得することにより、世論トピックに対して警報することが分かった。そして、世論トピックに対して管理でき、持続的に追跡させ、世論トピックの伝播、閲覧、評論の変化傾向を解析し、警報必要があるトピックに対して警報する。ネット上の世論情報に対して総合的な解析整理を自動的にを行い、世論短信を作成するためにデータ材料を提供する。更に世論事件を全体的に把握することにサポートし、世論処理と導入対策のために重要なサポートを提供し、世論導入の効果を持続的に解析し追跡する。

20

【0018】

世論トピックを検索する場合は、同トピックを異なる見方から説明して、トピックの伝播変化傾向を全体的に解析するように、ユーザは需要に応じてトピックを追加してよく、複数のサンプルテキストとキーワードを同時に設置してもよい。メタ検索技術を選択してインターネット情報に対して統計することにより、インターネットワークの中で世論トピックに関する報道状況を把握する。世論トピックはネットワークの中で伝播過程を自動に解析することにより、その関連情報の転載、閲覧、評論等の情報は異なる時間帯における変化ルールを含み、図表の方式でユーザに表示し、したがって、ユーザが更に世論伝播ルールを把握することを支援し、インターネット世論トピックの追跡システムの各機能を効果的に完成された。

30

【0019】

以下、具体的な実施例によって、本発明の実施例により提供される世論トピックの処理方法に対して、詳細に説明する。図2に示すように、世論トピックの処理方法は、以下のステップを含む。

ステップ201：ユーザが選択した世論情報を取得する。

具体的には、ユーザは世論情報を入力することができるし、提供された世論情報の中で選択してもよい。当該世論情報は公布者、公布場所、公布時間、タイトル、分類を含むが、これらに限らない。

【0020】

ステップ202：ネットワークの中で当該世論情報を含む世論トピックを検索する。

具体的には、指定したウェブサイトあるいは全てのネットワークの中で検索することにより、世論トピックの伝播状況を取得し、例えば、指定したウェブサイトの中で、所定のキーワードルールあるいはサンプルドキュメントに基づき、この世論トピックと関連するトピック及び類似度を取得し、具体的に実現する場合はネットワークレプタイル技術で採集する。全てのネットワークの中で、世論トピックの全てのネットキーワードに基づき、この世論トピックの関連するトピック及び類似度を取得し、具体的に実現する時にメタ検索技術を使用することができる。こうすると、指定したウェブサイトあるいは全てのネットにおいて、当該世論トピックの関連トピック及び類似度がいくらかあることが分かり、このトピックの伝播ルートを分かり、もちろん、当該関連トピックは世論トピックを含でも

40

50

よい。全てのネットワークの検索する場合は、各タイプのウェブサイトを主に検索し、例えば、ウェブページの種類、ニュースの種類、電子掲示板の種類及びバグの種類等である。

【0021】

前記のキーワードルールとサンプルドキュメントとの間の論理関係は「AND」でもいいし、「OR」でもいい。その内、キーワード検索はブール論理演算の複雑な条件を使用し、テンプレートファイルは単一テキストセグメントあるいはマルチテキストセグメントを採用することができる。そして、前記マルチサンプルドキュメントの方式を採用する場合は、異なるセグメントを通じて関連情報を発見し、世論トピックの状況を総合的に取得し、同一の事件であるが記述が異なるという問題を効果的に解決できる。

10

【0022】

ステップ203：当該世論トピックの特徴情報を取得する。

更に当該世論トピックのネットワークの中で敏感情報、転載回数、閲覧回数、評論回数、持続時間長さと関連トピック数等の特徴情報の量及び/又は量の変化量を取得し、そして所定の警報閾値と比較する。警報閾値より大きい場合、検出結果が警報条件に該当するとなる。もし警報閾値以下であれば、検出結果が警報条件に該当しない。前記の警報閾値は一つか複数であってもよい。具体的に使用する場合は取得した世論トピックの特徴情報と対応させ、例えば世論トピックの閲覧回数、返事回数を取得したら、検出の場合は閲覧回数と返事回数の警報閾値を使用する。その上、検出する時に、同時に1つ又は複数の特徴情報の回数の増加量、増加率を使用でき、更に1つ又は複数の特徴情報の回数を使用し、また1つ又は複数の特徴情報の回数増加量等を使用する。

20

【0023】

その中、中国語単語セグメント化技術によってウェブページのテキストデータに対して単語セグメント化処理し、正順番あるいは逆順番的にウェブページのテキストにおける全ての単語を解析し、その後、所定の敏感語によって、このウェブページにおける全ての敏感語を取得する。当該所定の敏感語はデータベースに記憶し、国家法律の規定した敏感語によって設置させ、あるいはユーザーは自分で設置する。

【0024】

ステップ204：世論トピックの特徴情報が警報条件に該当するかどうかを検出する。

当該世論トピックの1つ又は複数特徴情報が警報条件に該当した場合は、当該世論トピックと特徴情報を記憶し、データ発見技術で定期的に解析し追跡し、それによってこの世論トピックの推進状況を把握できる。例えば世論トピックの転載状況及び閲覧回数、評論回数の変化過程を周期的に解析し、この世論トピックに対して継続追跡させる。ユーザは定期的に解析される具体的な時間を、タイマーで設定したり変更したりすることができる。

30

【0025】

ステップ205：警報条件に該当した場合は、当該世論トピックとその特徴情報を記憶する。

ステップ206：当該世論トピックを定期的に解析し、解析結果を記憶する。当該世論トピックの1つ又は複数特徴情報が警報条件に該当した場合は、データ発見技術によって定期的に解析し追跡するために、当該世論トピックと特徴情報を記憶し、この世論トピックの推進状況を把握できる。例えば世論トピックの転載状況及び閲覧回数、評論回数の変化過程を周期的に解析し、この世論トピックに対して継続追跡することとなる。ユーザは定期的に解析される具体的な時間を、タイマーで設定したり変更したりすることができる。

40

【0026】

ステップ207：世論トピックの関連特徴情報に基づき、世論短信を作成する。世論トピックの所属ウェブサイト、発行時間、伝播ルート等に対して統計解析し、世論短信を作成して、それによってユーザが世論伝播ルールを更に把握し、世論処理と世論導入のためにデータ根拠を提供し、導入の効果を調べることができる。

50

ステップ208は、解析結果を調べる。記憶した多くの世論トピックを管理する場合は、類似度によって分類し、調べる時にある種類トピックの下に関連した世論トピックの解析結果を調べられ、例えば関連情報、変化傾向、警報するかどうか等。

【0027】

上記説明によれば、本発明の実施例により提供される世論トピックの処理方法を使用したら、世論トピックの特徴情報を検出し取得することによって、世論トピックに対して警報する。そして、世論トピックに対して管理し、持続的に追跡し、世論トピックの伝播、閲覧、評論の変化傾向を解析し、警報する必要があるトピックに対して警報する。更にインターネット上の世論情報に対して総合的に解析整理することを自動的にを行い、世論短信を作成するためにデータ材料を提供する。更に世論事件を全体的に把握するためにサポートし、世論処理と導入対策のために重要なサポートを提供し、世論導入の効果を持続的に解析し追跡する。

10

【0028】

世論トピックを検索する場合は、当該トピックを異なる見方から説明して、トピックの伝播変化傾向を全体的に解析するように、ユーザは需要に応じてトピックを追加してよく、複数のサンプルテキストとキーワードを同時に設置してもよい。メタ検索技術を選択してインターネット情報に対して統計することにより、インターネットワークの中で世論トピックに関する報道状況を把握する。世論トピックはネットワークの中で伝播過程を自動に解析することにより、その関連情報の転載、閲覧、評論等の情報は異なる時間帯における変化ルールを含み、図表の方式でユーザに表示し、したがって、ユーザが更に世論伝播ルールを把握することを支援し、インターネット世論トピックの追跡システムの各機能を効果的に完成された。

20

【0029】

それに応じて、本発明の実施例は世論トピックの処理装置を提供し、図3に示すように、この装置は以下のモジュールを備えている。

ネットワークの中で世論情報を含む世論トピックを検索するための検索モジュール301と、

前記世論トピックの特徴情報を取得するための取得モジュール302と、

前記世論トピックの特徴情報が警報条件に該当するかどうかを検出するための検出モジュール303と、

30

警報条件に該当する時に、前記世論トピック及びその特徴情報を記憶するための記憶モジュール304とを備えている。

【0030】

好ましくは、当該取得モジュール302は、指定したウェブサイトにおいて、所定のキーワードルール及び/又はサンプルドキュメントに基づき、前記世論トピックの関連トピック及び類似度を取得し、及び/又は、全てのネットにおいて、前記世論トピックの全てのネットキーワードに基づき、前記世論トピックの関連トピック及び類似度を取得する。

好ましくは、当該取得モジュール302は、前記世論トピックを含むウェブサイトテキストデータに対して単語セグメント化処理し、所定の敏感語に基づき、前記ウェブサイトテキストデータの中で敏感な情報を取得する。

40

好ましくは、当該検出モジュール303は、前記特徴情報の量あるいは変化回数を取得し、所定の警報閾値と比較し、前記警報閾値より大きい場合、検出結果は警報条件に該当し、前記警報閾値以下であれば、検出結果が警報条件に該当しない。

好ましくは、当該装置は、更に、データ発見技術を採用して、前記世論トピック及び特徴情報を定期的に解析し、解析結果を記憶して表示する解析モジュール305を備える。

好ましくは、当該装置は、更に、前記世論トピックの特徴情報に基づき、世論短信を作成する生成モジュール306を備える。

【0031】

上記の説明によれば、本発明の実施例により提供される世論トピックの処理装置を使用する場合、世論トピックの特徴情報を検出し取得ことにより、世論トピックに対して警報

50

することができる。そして、世論トピックに対して管理でき、持続的に追跡させ、世論トピックの伝播、閲覧、評論の変化傾向を解析し、警報必要があるトピックに対して警報する。ネット上の世論情報に対して総合的な解析整理を自動的に行い、世論短信を作成するためにデータ材料を提供する。更に世論事件を全体的に把握することにサポートし、世論処理と導入対策のために重要なサポートを提供し、世論導入の効果を持続的に解析し追跡する。

【0032】

世論トピックを検索する場合は、トピックの伝播変化傾向を全体的に解析するように、ユーザは需要に応じてトピックを追加してよく、複数のサンプルテキストとキーワードを同時に設置してもよい。メタ検索技術を選択してインターネット情報に対して統計することにより、インターネットワークの中で世論トピックに関する報道状況を把握する。世論トピックはネットワークの中で伝播過程を自動に解析することにより、その関連情報の転載、閲覧、評論等の情報は異なる時間帯における変化ルールを含み、図表の方式でユーザに表示し、したがって、ユーザが更に世論伝播ルールを把握することを支援し、インターネット世論トピックの追跡システムの各機能を効果的に完成された。

10

【0033】

また、本発明の実施例は世論トピックの処理システムを提供し、図4に示すように、このシステムは、ネットワーク側サーバー401と世論トピック処理装置402を含む。

前記ネットワーク側サーバー401は、世論情報を含む世論トピックを提供する。

前記世論トピックの処理装置402は、ネットワークの中で世論情報の世論トピックを検索し、前記世論トピックの特徴情報を取得し、前記世論トピックの特徴情報が警報条件に該当するかどうかを検出する。警報条件に該当した場合、前記世論トピック及びその特徴情報を記憶する。

20

【0034】

以上で説明したように、本発明の実施例により提供される世論トピックの処理方法、装置及びシステムは、世論トピックの特徴情報を検出し取得することにより、世論トピックに対して警報する。そして、世論トピックに対して管理でき、持続的に追跡させ、世論トピックの伝播、閲覧、評論の変化傾向を解析し、警報必要があるトピックに対して警報する。ネット上の世論情報に対して総合的な解析整理を自動的に行い、世論短信を作成するためにデータ材料を提供する。更に世論事件を全体的に把握するためにサポートし、世論処理と導入対策のために重要なサポートを提供し、世論導入の効果を持続的に解析し追跡する。

30

【0035】

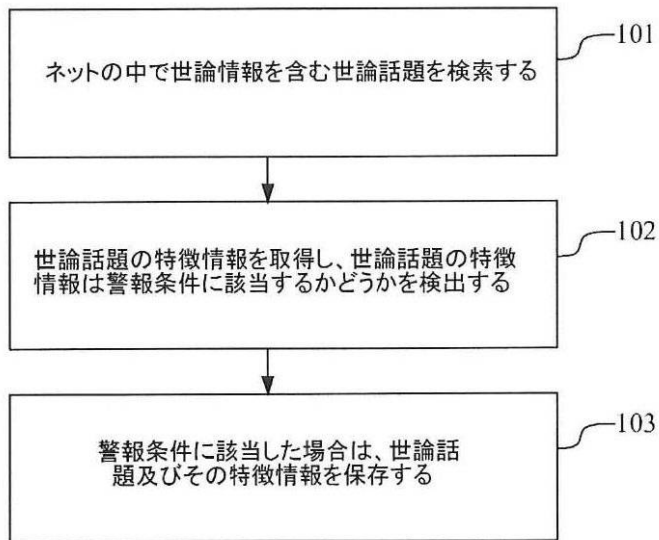
世論トピックを検索する場合は、同トピックを異なる見方から説明し、トピックの伝播変化傾向を全体的に解析するように、ユーザは需要に応じてトピックを追加してよく、複数のサンプルテキストとキーワードを同時に設置してもよい。メタ検索技術を選択してインターネット情報に対して統計することにより、インターネットワークの中で世論トピックに関する報道状況を把握する。世論トピックはネットワークの中で伝播過程を自動に解析することにより、その関連情報の転載、閲覧、評論等の情報は異なる時間帯における変化ルールを含み、図表の方式でユーザに表示し、したがって、ユーザが更に世論伝播ルールを把握することを支援し、インターネット世論トピックの追跡システムの各機能を効果的に完成された。

40

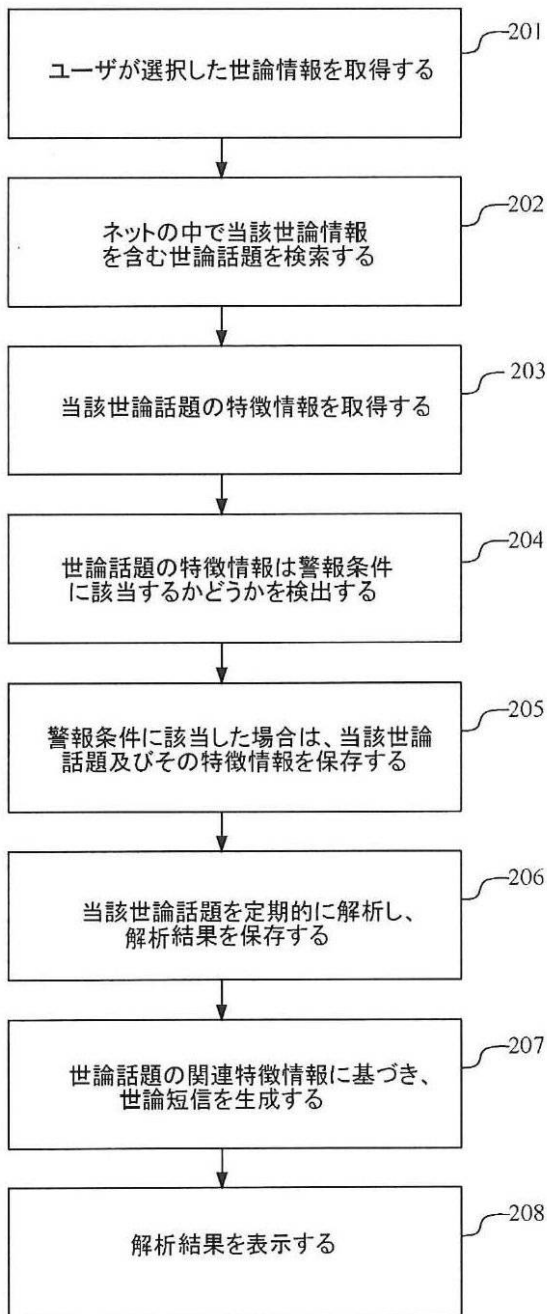
【0036】

本発明の精神及び範囲から逸脱しないかぎり、当業者は本発明に対して様々な変更や変形を行うことができるのが明らかである。これらの変更や変形は本発明の特許請求の範囲及び均等的な範囲に該当すれば、本発明の範囲内に含まれる。

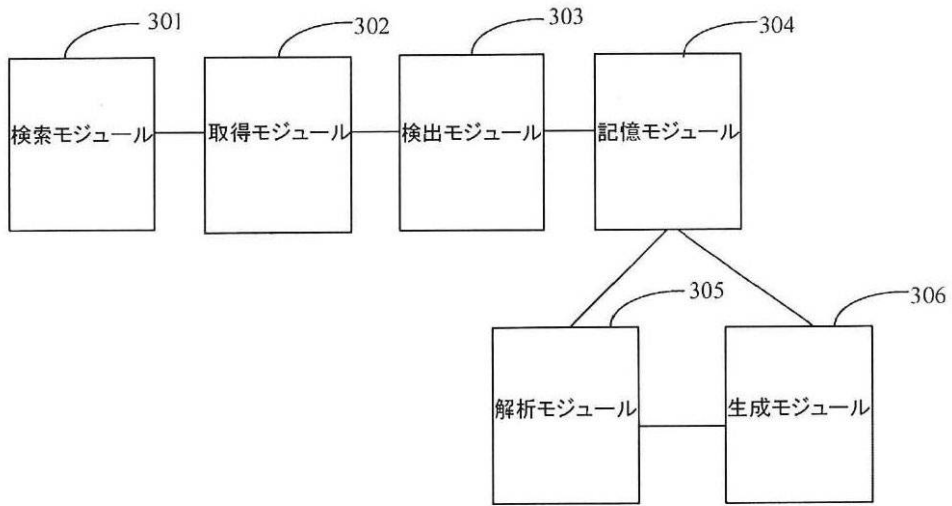
【図 1】



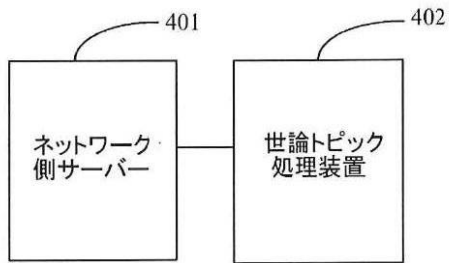
【 図 2 】



【 図 3 】



【 図 4 】



【 国际调查报告 】

INTERNATIONAL SEARCH REPORT		International application No. PCT/CN2011/084381
A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER		
G06F 17/30 (2006.01) i		
According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC		
B. FIELDS SEARCHED		
Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols)		
IPC: G06F 17/-		
Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched		
Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practicable, search terms used)		
CPRS, CNXTX, EPODOC, WPI: PEKING UNIVERSITY FOUNDER, subject, predict, relevance, similar, internet number, click rate, frequency, public opinion, topic, internet, website, web, network, number, amount, alarm, warn, warning, monitor		
C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT		
Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
X	CN 101751458 A (JINAN UNIVERSITY), 23 June 2010 (23.06.2010), description, paragraphs [0035]-[0049] and [0063]	1-2, 7-9, 13-15
Y		3-6, 10-12
Y	CN 101819573 A (UNIVERSITY OF ELECTRONIC SCIENCE AND TECHNOLOGY OF CHINA), 01 September 2010 (01.09.2010), description, paragraphs [0029]-[0055] and [0072]-[0099], and figure 4	3-6, 10-12
A	CN 101763401 A (JINAN UNIVERSITY), 30 June 2010 (30.06.2010), the whole document	1-15
A	CN 101853261A (UNIVERSITY OF ELECTRONIC SCIENCE AND TECHNOLOGY OF CHINA), 06 October 2010 (06.10.2010), the whole document	1-15
A	KR 20090048997 A (BIZMODELIN CO., LTD.), 15 May 2009 (15.05.2009), the whole document	1-15
<input type="checkbox"/> Further documents are listed in the continuation of Box C. <input checked="" type="checkbox"/> See patent family annex.		
* Special categories of cited documents: "A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance "E" earlier application or patent but published on or after the international filing date "L" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified) "O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means "P" document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed "T" later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention "X" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone "Y" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art "&" document member of the same patent family		
Date of the actual completion of the international search 23 February 2012 (23.02.2012)		Date of mailing of the international search report 15 March 2012 (15.03.2012)
Name and mailing address of the ISA/CN: State Intellectual Property Office of the P. R. China No. 6, Xitucheng Road, Jimenqiao Haidian District, Beijing 100088, China Facsimile No.: (86-10) 62019451		Authorized officer YI, Jian Telephone No.: (86-10) 62411692

INTERNATIONAL SEARCH REPORT
Information on patent family members

International application No.

PCT/CN2011/084381

Patent Documents referred in the Report	Publication Date	Patent Family	Publication Date
CN 101751458 A	23.06.2010	None	
CN 101819573 A	01.09.2010	None	
CN 101763401 A	30.06.2010	None	
CN 101853261 A	06.10.2010	None	
KR 20090048997 A	15.05.2009	None	

国际检索报告		国际申请号 PCT/CN2011/084381
A. 主题的分类		
G06F 17/30 (2006.01) i		
按照国际专利分类(IPC)或者同时按照国家分类和 IPC 两种分类		
B. 检索领域		
检索的最低限度文献(标明分类系统和分类号)		
IPC: G06F17/-		
包含在检索领域中的除最低限度文献以外的检索文献		
在国际检索时查阅的电子数据库(数据库的名称, 和使用的检索词(如使用))		
CPRS,CNTEXT,EPODOC,WPI; 北大方正, 话题, 主题, 舆情, 舆论, 报警, 预警, 预测, 关联, 相似, 类似, 网络, 互联网, 因特网数量, 点击量, 频率, public opinion, topic, internet, website, web, network, number, amount, alarm, warn, warning, monitor		
C. 相关文件		
类型*	引用文件, 必要时, 指明相关段落	相关的权利要求
X	CN 101751458 A (暨南大学) 23.6 月 2010(23.06.2010) 说明书第 [0035]-[0049]、[0063]段	1-2, 7-9, 13-15
Y		3-6, 10-12
Y	CN 101819573 A (电子科技大学) 01.9 月 2010(01.09.2010) 说明书 [0029]-[0055]、[0072]-[0099]段, 图 4	3-6, 10-12
A	CN 101763401 A (暨南大学) 30.6 月 2010(30.06.2010) 全文	1-15
A	CN 101853261 A (电子科技大学) 06.10 月 2010(06.10.2010) 全文	1-15
A	KR 20090048997 A (BIZMODELINE CO LTD) 15.5 月 2009(15.05.2009) 全文	1-15
<input type="checkbox"/> 其余文件在 C 栏的续页中列出。 <input checked="" type="checkbox"/> 见同族专利附件。		
* 引用文件的具体类型: “A” 认为不特别相关的表示了现有技术一般状态的文件 “E” 在国际申请日的当天或之后公布的在先申请或专利 “L” 可能对优先权要求构成怀疑的文件, 或为确定另一篇引用文件的公布日而引用的或者因其他特殊理由而引用的文件(如具体说明的) “O” 涉及口头公开、使用、展览或其他方式公开的文件 “P” 公布日先于国际申请日但迟于所要求的优先权日的文件		“T” 在申请日或优先权日之后公布, 与申请不相抵触, 但为了理解发明之理论或原理的在后文件 “X” 特别相关的文件, 单独考虑该文件, 认定要求保护的发明不是新颖的或不具有创造性 “Y” 特别相关的文件, 当该文件与另一篇或者多篇该类文件结合并且这种结合对于本领域技术人员为显而易见时, 要求保护的发明不具有创造性 “&” 同族专利的文件
国际检索实际完成的日期 23.2 月 2012(23.02.2012)		国际检索报告邮寄日期 15.3 月 2012 (15.03.2012)
ISA/CN 的名称和邮寄地址: 中华人民共和国国家知识产权局 中国北京市海淀区蓟门桥西土城路 6 号 100088 传真号: (86-10)62019451		受权官员 伊健 电话号码: (86-10) 62411692

国际检索报告
关于同族专利的信息国际申请号
PCT/CN2011/084381

检索报告中引用的 专利文件	公布日期	同族专利	公布日期
CN 101751458 A	23.06.2010	无	
CN 101819573 A	01.09.2010	无	
CN 101763401 A	30.06.2010	无	
CN 101853261 A	06.10.2010	无	
KR 20090048997 A	15.05.2009	无	

フロントページの続き

(81) 指定国 AP(BW, GH, GM, KE, LR, LS, MW, MZ, NA, RW, SD, SL, SZ, TZ, UG, ZM, ZW), EA(AM, AZ, BY, KG, KZ, MD, RU, T J, TM), EP(AL, AT, BE, BG, CH, CY, CZ, DE, DK, EE, ES, FI, FR, GB, GR, HR, HU, IE, IS, IT, LT, LU, LV, MC, MK, MT, NL, NO, PL, PT, R O, RS, SE, SI, SK, SM, TR), OA(BF, BJ, CF, CG, CI, CM, GA, GN, GQ, GW, ML, MR, NE, SN, TD, TG), AE, AG, AL, AM, AO, AT, AU, AZ, BA, BB, BG, BH, BR, BW, BY, BZ, CA, CH, CL, CN, CO, CR, CU, CZ, DE, DK, DM, DO, DZ, EC, EE, EG, ES, FI, GB, GD, GE, GH, GM, GT, HN, HR, H U, ID, IL, IN, IS, JP, KE, KG, KM, KN, KP, KR, KZ, LA, LC, LK, LR, LS, LT, LU, LY, MA, MD, ME, MG, MK, MN, MW, MX, MY, MZ, NA, NG, NI , NO, NZ, OM, PE, PG, PH, PL, PT, QA, RO, RS, RU, RW, SC, SD, SE, SG, SK, SL, SM, ST, SV, SY, TH, TJ, TM, TN, TR, TT, TZ, UA, UG, US, UZ, VC, VN

(71) 出願人 507230289

ペキン ユニバーシティ ファウンダー グループ カンパニー リミテッド
PEKING UNIVERSITY FOUNDER GROUP CO., LTD.
中華人民共和国 ペキン 100871、ハイディアン ディストリクト、ナンバー298 チェ
ンフー ロード、チョングアンチュン ファウンダー ビルディング、5 フロアー
5 Floor, ZhongGuanCun Founder Building, No.298
ChengFu Road, Haidian District, Beijing 10087
1, China

(71) 出願人 507232478

北京大学
PEKING UNIVERSITY
中華人民共和国北京市 海 淀区 頤 和 園 路5号
No.5, Yiheyuan Road, Haidian District, Beiji
ng 100871, China

(71) 出願人 507232456

北京北大方正 電 子有限公司
BEIJING FOUNDER ELECTRONICS CO., LTD.
中華人民共和国北京市 海 淀区上地五街9号方正大厦
Founder Building, No.9, Shangdiwu Street, Ha
idian District, Beijing 100085, China

(71) 出願人 513155404

ペキン・ユニバーシティ・ファウンダー・アール・アンド・ディ・センター
PEKING UNIVERSITY FOUNDER R&D CENTER
中華人民共和国1000871ペキン、ハイディアン・ディストリクト、チェンフー・ロード・ナ
ンバー298、チョングアンチュン・ファウンダー・ビルディング、4フロアー

(74) 代理人 100147485

弁理士 杉村 憲司

(74) 代理人 100164448

弁理士 山口 雄輔

(74) 代理人 100165696

弁理士 川原 敬祐

(72) 発明者 ジャーン ダン

中華人民共和国 ベイジン 100085 ハイディエン ディストリクト シャーンディーウ
ストリート 9 ファウンダー ビルディング

(72) 発明者 ヤーン ジエンウー

中華人民共和国 ベイジン 100085 ハイディエン ディストリクト シャーンディーウ
ストリート 9 ファウンダー ビルディング

(72) 発明者 リヤーン ルーフオン

中華人民共和国 ベイジン 100085 ハイディエン ディストリクト シャーンディーウ
ストリート 9 ファウンダー ビルディング

(72)発明者 ウー シンリー
中華人民共和国 ベイジン 100085 ハイディエン ディストリクト シャーンディーウ
ストリート 9 ファウンダー ビルディング